

ケーブルテレビ放送サービス契約約款 (南港ポータウン)

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「契約者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとし、

第1条（サービス）

当社は、大阪市住之江区南港2-5丁目（以下「ポータウン」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、契約者に次のサービスを提供します。

(1) ポータウンテレビ地上波再放送サービス
基幹放送事業者の行うテレビジョン放送およびラジオ放送のうち、当社が別に定めた放送の同時地上波再放送サービス、自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(2) ポータウンテレビBSサービス（以下「テレビBS」という）
基幹放送事業者の行うテレビジョン放送およびラジオ放送のうち、当社が貸与するセットトップボックス設置により視聴可能となる衛星放送の同時再放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(3) Baycom TV（ベイコムテレビ）
基幹放送事業者の行うテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(4) Baycom TVプラス（ベイコムテレビプラス）
基幹放送事業者の行うテレビジョン放送及びラジオ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスのうち、別表に定める利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(5) Baycom TV サービスオプション（ベイコムテレビサービスオプション）
当社が前四号の範囲外で行うサービスで、契約者が選択のうえ Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS に付加できる以下のサービス

- ・オプションチャンネル
- Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS の視聴チャンネルに別途付加できる有料チャンネル
- ・楽録り（ラクトリ）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能付セットトップボックスを利用できるサービス
- ・DVD 楽録り（ディープイデオラクトリ）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能及びDVD への録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス
- ・ブルーレイ楽録り（ブルーレイラクトリ）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、ハードディスクによる録画機能及びブルーレイディスクへの録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス
- ・4K楽録り（ヨンケーラクトリ）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、BS 4K等の4K放送の視聴とハードディスクによる録画機能付セットトップボックスを利用できるサービス
- ・4Kブルーレイ楽録り（ヨンケーブルーレイラクトリ）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、BS 4K等の視聴とブルーレイディスクへの録画・ダビング機能付セットトップボックスを利用できるサービス
- ・4KSTB（ヨンケーエスティービー）
 - Baycom TV プラス、Baycom TV、及びテレビBS のサービスを視聴するにあたり、BS 4K等の4K放送が視聴できるセットトップボックスを利用できるサービス
- (6) その他前各号に付帯するサービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、契約者引込線1回線ごとに行います。ただし、契約者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者とのケーブルテレビ施設利用契約の締結をした後、各世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし以下の場合、当社は加入の承認を撤回することができます。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) 本施設の構築が困難であると判断される場合
- (3) 加入申込者が18歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第4条（加入申込みの撤回等）

契約者は、加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回（以下「初期契約解除」という）を行うことができます。

- 1 初期契約解除は、契約者が前項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 2 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、手数料、および実施済みの工事費用を支払うものとし、ただし契約基本料のお支払いは不要です。
- 3 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者はセットトップボックス、並びに付属のBSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）及びデジタル専用チャンネル放送用ICカード（以下「C-CASカード」という）、及び当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎた返却のない場合は、契約者は当社に対して別定めの料金により、弁済金を支払うものとし、
- 4 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 5 初期契約解除の場合、当社が設置した引込線を撤去します。引込線撤去後の地上波などの受信設備（アンテナ等）は契約者が用意するものとし、撤去後の地上波などの受信については当社は関知しないものとします。

第5条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間（12ヶ月間）とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間（12ヶ月間）の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。又最低利用期間は6ヶ月（ただし、テレビBS1台目は最低利用期間を1年間（12ヶ月間）とし、利用期間は課金開始日より起算します。最低利用期間内に解約（テレビBSへのダウングレード含む）された場合は、料金表に定める違約金を支払うものとし、

なお、集合共同引込の建物内での加入の場合、ケーブルテレビ施設利用契約が解約になったときには、第26条（解約）の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

第6条（加入契約金）

契約者は、当社が別に定める料金表（以下「料金表」という）により、加入契約金を当社に支払うものとし、

- 1 加入契約金には、各基幹放送事業者が別に定める加入料は含まれません。
- 2 当社が受領した加入契約金は、解約に際しても返戻しません。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社の責に帰すべき事由により加入契約が取り決めたサービスの開始予定日を3ヶ月以上経過しても当該サービスが開始されず、且つ、契約者から解約の申出があった場合は、加入契約金を全額返戻します。

第7条（利用料）

契約者は、その契約内容に基づき、料金表に定める利用料を当社に支払うものとし、

- 1 ただし、ポータウンテレビ地上波再放送サービスにおける利用料の支払方法は、6ヶ月分前納払い又は12ヶ月分前納払いとします。
- 2 契約者が各基幹放送事業者に支払うべきNHK受信料、視聴料、聴取料等は、この約款が規定する利用料の中には含まれません。
- 3 当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者がすべてのサービスを月のうち継続して10日以上亘り提供を受けられなかった場合には、当該月の利用料を無料とします。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとし、
- 4 社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により、当社が利用料の改定をするときは、改定日の1ヶ月前までに契約者に通知します。この場合、契約者は、改定日の属する月分から改定後の利用料を支払うものとし、
- 5 テレビBSとBaycom TV プラス又はBaycom TVを同時に契約する場合はBaycom TV プラス又はBaycom TVを主たる契約として利用料を算出するものとし、

- 6 Baycom TVとBaycom TV プラスを同時に契約する場合はBaycom TV プラスを主たる契約として利用料を算出するものとし、
- 7 利用料の滞納があった場合、請求書を発行のうえ、翌月分と合算した利用料を請求いたします。なお、請求書を発行した場合、当社が規定する請求書等発行手数料の支払いが必要です。

第8条（契約基本料）

契約者はサービスの利用にあたって、サービスの利用料とは別に、料金表に定める契約基本料を毎月当社に支払うものとし、

- 1 ただしポータウンテレビ地上波再放送サービスのみの利用の場合はこの限りではありません。
- 2 毎月1回の契約基本料とサービスの利用料の合計を月額料金合計とします。
- 3 当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者がすべてのサービスを月のうち継続して10日以上亘り提供を受けられなかった場合には、当該月の契約基本料を無料とします。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとし、
- 4 社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により、当社が契約基本料の改定をするときは、改定日の1ヶ月前までに契約者に通知します。この場合、契約者は、改定日の属する月分から改定後の契約基本料を支払うものとし、

第9条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。

第10条（工事負担金）

当社は、放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設並びにセットトップボックス（楽録り、DVD楽録り、ブルーレイ楽録り、4K楽録り、4Kブルーレイ楽録り、及び4KSTBで貸与するものを含み、以下も同様とします。放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設並びにセットトップボックスを併せて以下「当社施設」という）を設置し、契約者は、サービスの提供を受けるために必要な工事の費用を料金表に定めるところに従い当社に支払うものとし、

- 1 また、引込線を敷設するために標準的な工事が必要な場合、当社は特別工事負担金の支払いを契約者に求めることができます。
- 2 契約者は、保安器の出力端子以降の施設（セットトップボックスを除く）及び引込線敷設のため特別に必要な自営性、地下埋設管等の施設（以下「契約者施設」という）を設置し、これに要する費用及びセットトップボックスを設置する宅内工事の費用を負担するものとし、
- 3 工事の着手後完了前に加入契約の解除又はその工事の取消があった場合は、契約者は、既に着手した工事の部分について、当社が別に算定した費用を負担するものとし、

なお、集合共同引込の端子以前の施設については、ケーブルテレビ施設利用契約の定めに従うものとします。

第11条（セットトップボックスの貸与）

当社は、契約者にセットトップボックスを貸与すると共に契約者が指定するテレビ受像機に接続します。ただし契約者がポータウンテレビ地上波再放送サービスのみで加入した場合は、機器等を貸与しません。

- 1 契約者が故意又は過失によりセットトップボックスを毀損又は滅失した場合には、機器に対する弁済金又はその修理、補償に要する費用は契約者が負担するものとし、
- 2 契約者は、加入契約が解約されたときは、直ちにセットトップボックスを当社に返却しなければなりません。
- 3 セットトップボックスを動作させるために必要な電力、リモコン用の乾電池等については、契約者が負担するものとし、
- 4 5 契約者は、セットトップボックスの性能、機能が不完全である場合や、通常の使用上障害があると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、セットトップボックスの交換の要求はできません。
- 6 楽録り、DVD楽録り、ブルーレイ楽録り、4K楽録り、4Kブルーレイ楽録り、及び4KSTBを利用して録画・録音されたデータが消失した場合、当社はこれにより生じた損害について原因の問わず当社は一切の責任を負わないものとし、
- 7 楽録り、DVD楽録り、ブルーレイ楽録り、4K楽録り、4Kブルーレイ楽録り、及び4KSTBを返却又は交換した場合、契約者はハードディスク内の録画内容がすべて消失することと認めます。
- 8 B-CASカード、C-CASカードの取扱いについては、第29条の規定によるものとします。
- 9 契約者は、当社が必要に応じて行うセットトップボックスのバージョンアップ作業の実施に同意するものとし、
- 10 デジタル放送は、当社の指定するセットトップボックスが設置された場合のみご利用いただけます。
- 11 BS4K等の4K放送・BSデジタル放送・デジタル専用チャンネル放送用ICチップ（以下「ACASチップ」という）の取扱いについては、第29条の規定によるものとします。ACASチップはセットトップボックス内に内蔵されています。

第12条（料金の支払い方法）

契約者は、暦月に従って計算した毎月分の契約基本料と利用料を、翌月の当社が指定する日に当社の指定する方法により支払うものとし、

- 1 ただし、ポータウンテレビ地上波再放送サービス利用料の支払い方法は6ヶ月分前納払い又は12ヶ月分前納払いとし、当社が指定する日に当社の指定する方法により支払うものとし、
- 2 加入契約金は、加入契約の成立後、当社が別途指定する日に支払うものとし、
- 3 工事負担金又は契約事項の変更等に伴って必要となる費用は、当該工事又は当該変更等の完了後、当社が別途指定する日に支払うものとし、
- 4 契約者が当社に料金を支払う場合においては、その支払額は、当該料金に消費税等相当額を加算した額とします。

第13条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払うものとし、

第14条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとし、

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第15条（施設の設置）

当社のサービスに必要な施設の設置、保守等の工事は、当社所定の使用機器、工法によりすべて当社又は当社の指定する業者が行います。

- 1 当社は、施設の設置、保守等の工事を行うため必要があるときは、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、又これらを無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人がある時は、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとし、

第16条（施設の所有区分及び維持管理）

当社は当該施設を、契約者は契約者施設を、それぞれ所有し維持管理するものとします。

第17条（契約者の遵守事項）

契約者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本来の用法にない方法で、サービスを不正に受けたり、受けようとし、
- (2) 引込線に線索その他の導体を連絡し、サービスを無断で受信しないこと、又は第三者にサービスを提供しないこと、並びに対価を受けて第三者に上演しないこと
- (3) 当社のサービスを複製し、その複製物を頒布しないこと
- (4) セットトップボックスを転貸、譲渡、売却、質入れ等しないこと
- (5) セットトップボックスの分解及び変更又は負荷部品を取り付けないこと
- (6) セットトップボックスに貼付された当社の所有権の表示等を取り外さないこと
- (7) セットトップボックス及びテレビ受像機等を定められた場所から無断で移動、接続変更しないこと

第18条（施設の故障等に伴う責任負担）

当社は、契約者からサービスの受信について異常の申出があったときは、これを調査し必要な措置を講じるものとし、

- 1 ただし、異常の原因が契約者施設にある場合には、この限りではありません。
- 2 契約者は、サービスの受信に異常が生じている原因が契約者のテレビ受信機又は契約者施設の故障等にある場合には、修復に要する費用を負担するものとし、
- 3 契約者の故意又は過失により当社施設に故障が生じた場合は、この修復に要する費用は当該契約者が負担するものとし、
- 4 前項に掲げる故障、破損、滅失等により当社が損害を被った場合、当社は、当該契約者に対して賠償を求めることができます。

第19条（サービスの中断・停止・変更）

当社は、当社施設の維持管理の必要ややむを得ずサービスの提供を一時中断することがあります。

- 1 当社は、天災事変、衛星の故障、番組供給会社の放映休止その他当社の責に帰さない事由によりサービスの提供を停止することがあります。
- 2 当社は、都合によりあらかじめ発表したサービスの内容を変更することがあります。
- 3 当社は、本条の中断、停止又は変更による損害の賠償には応じません。

第20条 (著作権及び著作権隣接権侵害の禁止)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第21条 (放送内容の変更)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第22条 (サービス内容等の変更)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第23条 (セットトップボックス等の移転)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第24条 (名義変更)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第25条 (契約者の希望によるサービスの一時停止及び再開)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第26条 (解約)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第27条 (契約の解除)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第28条 (ポータルタウンテレビ地上波再放送サービス利用料の精算)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第29条 (B-CASカード及びC-CASカード及びACASカードの取扱いについて)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第30条 (契約者に係る情報の取扱い)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第31条 (国内法への準拠)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第32条 (定めたき事項)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

第33条 (約款の変更)

契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止
契約者は、権及び著作権隣接権侵害の禁止

付則

- 1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、2025年4月1日より実施します。
- 3 この約款実施前、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします。

〈クレジットカード支払いに関する特約〉

- 1 契約者は、契約者が支払うべき当社の工事費、契約基本料、利用料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
- 4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本契約を解除できるものとします。

別表【料金表-Baycom TV】

項目	金額
加入契約金	引込額約 1回線ごと 55,000円
契約基本料	1加入契約ごと 396円/月
新規加入手数料	初回登録時のみ 3,300円
違約金	Baycom TV プラス、Baycom TV ※最低利用期間内解約に限る ※テレビ BS へのダウングレード含む 3,400円
テレビ BS	1,600円
開設工事費	セットトップボックス設置工事費 11,880円
ポータルタウンテレビ地上波再放送サービス※600円/月	1世帯あたり6ヶ月分前納払い 3,960円 1世帯あたり12ヶ月分前納払い 7,920円
ポータルタウンテレビ BS サービス	セットトップボックス利用料 649円/月(初月7ギガ1台につき) セットトップボックス2台目以降 418円/月(初月7ギガ1台につき) Baycom TV プラス※ セットトップボックス利用料 4,202円/月(初月7ギガ1台につき) セットトップボックス2台目以降 2,563円/月(初月7ギガ1台につき)
Baycom TV ※	セットトップボックス利用料 3,795円/月(初月7ギガ1台につき) セットトップボックス2台目以降 2,156円/月(初月7ギガ1台につき)
オプションチャンネル	チャンネル又は番組ごと 別に定める
収録 (500GB)	ハードディスク付きセットトップボックス追加 1,021円/月(ハードディスク4KSTB1台につき) 録料 (250GB) 料金 84円/月(ハードディスクセットトップボックス1台につき)
DVD 収録	DVD 付きセットトップボックス追加料金 1,688円/月(ハードディスク付4KSTB1台につき)
ブルーレイ収録 (1TB)	ブルーレイ付きセットトップボックス追加料金 1,980円/月(ブルーレイ付4Kセットトップボックス1台につき)
ブルーレイ収録 (500GB)	ブルーレイ付きセットトップボックス追加料金 1,820円/月(ブルーレイ付4Kセットトップボックス1台につき)
4K 収録 (2TB)	ハードディスク付き4K ST B 追加料金 1,300円/月(ハードディスク付4KSTB1台につき)
4Kブルーレイ収録	ブルーレイ付き4Kセットトップボックス 2,010円/月(ブルーレイ付4Kセットトップボックス1台につき)
ケーブルプラス ST B	76円/月(ケーブルプラス ST B1台につき)
ケーブルプラス ST B-2	76円/月(ケーブルプラス ST B-2 1台につき)
4K ST B	40円/月(4K ST B1台につき)
諸手数料	コース変更手数料 2,200円 休止料 1,600円/月 ハードディスク付き4K STB1台、又はセットトップボックス1台、又はハードディスク付きセットトップボックス1台、又は、4KSTB1台につき 2,200円/月 ブルーレイ付きセットトップボックス1台、又はDVD付きセットトップボックス1台、又はケーブルプラス STB1台、又はケーブルプラス STB-2 1台につき
セットトップボックス用リモコン	1個につき2,134円
B-CASカード再発行費用	1枚につき1,727円
C-CASカード再発行費用	1枚につき1,727円
番組ガイド料金	1冊につき99円
請求書等発行手数料	1通ごとに220円〜

- ※テレビ BS、Baycom TV プラス、Baycom TV はポータルタウンテレビ地上波再放送サービスの契約が必要です。
※Baycom TV プラス、Baycom TV 利用料 (1台目) には番組ガイド料金 (99円/冊) が含まれております。
※テレビ BS 及び2台目利用料には、番組ガイド料金が含まれておりません。
※テレビ BS (地上デジタル放送+BS デジタル放送) は利用者の一時停止 (休止) がご利用いただけません。
※ケーブルプラス ST B、ケーブルプラス ST B-2 の利用に關しては、Baycom ケーブルインターネット契約款で定める Baycom NET/ZAQ(30M/6M を除く) サービスの契約が条件となります。

項目	金額
弁済金	セットトップボックス紛失の場合 21,450円1台につき ケーブルプラス STB 紛失の場合 34,100円1台につき ケーブルプラス STB-2 紛失の場合 34,100円1台につき 4K ST B 紛失の場合 36,722円1台につき ハードディスク付きセットトップボックス紛失の場合 45,848円1台につき DVD 付きセットトップボックス紛失の場合 90,816円1台につき ブルーレイ付きセットトップボックス紛失の場合 90,816円1台につき ブルーレイ付き4Kセットトップボックス紛失の場合 90,816円1台につき ハードディスク付き4K ST B 紛失の場合 45,848円1台につき

- (注1) 料金表金額には消費税等相当額 (10%) が含まれています。
(注2) 料金表金額には NHK の受信料、WOWOW の視聴料が含まれておりません。
(注3) オプションのうち、同一名で編成内容の異なる複数のチャンネルを有するものについては、当社がそのうち1チャンネルを自主的に選択の上提供します。